

厚生局届出施設基準

歯初診・歯訪診・歯 CAD・補管

▼当院では個人情報保護に努めています

問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。

▼患者さんと協力して歯の病気の継続的管理に努めています（歯科疾患管理料）

▼義歯を 6 カ月再製作できない取り扱い

入れ歯（同一の物）を新しく作った後、6 カ月間は新たに作り直すことはできません。他院で作った入れ歯についても同様です。紛失などのないようご注意ください。

▼当院における、管理者および診療に従事する歯科医師、歯科医師の診療日及び診療時間は下記の通りです。
（医療法第十四条の二）

管理者 歯科医師 柳澤 隆

月、火、水、金曜日、午前 10 時～午後 1 時・午後 2 時～午後 6 時 30 分

土曜日、午前 10 時～午後 1 時・午後 2 時～午後 4 時 30 分

▼2024 年 10 月からの医薬品の自己負担の取り組みについて

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません

○当院では下記について、施設基準に適合している旨の届出を地方厚生局に行っています。

●明細書発行体制等加算（電子請求を行っている医療機関）

明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合は受付にお申し出ください。

●初診料の注 1 に規定する基準（院内感染防止対策に関わるもの）

患者さんに使用する医療機器等に対し、患者毎・処置毎の交換や洗浄・滅菌など、十分な感染防止対策を行い歯科医療環境の整備を行っています。

●通院が困難な患者さんには訪問診療を行っています（歯訪診）

当院では訪問診療を行っております。なお、当院は訪問診療を専門とする医療機関ではありません。

●クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で製作した冠やブリッジについて、2 年間の維持管理を行っています。

●CAD ／ CAM 冠及びC A D／C A Mインレー

コンピュータ支援設計・製造ユニット（CAD ／ CAM）を用いて白色の冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を製作し、補綴治療を行っています。※金属アレルギーの患者さんもお相談下さい。